

岩手県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により次の地区に係る県営緊急防災等工事計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和8年4月2日から同年4月30日まで関係書類を縦覧に供する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|------|-------------------|---------|
| 大屋地区 | 当該県営緊急防災等工事計画書の写し | 陸前高田市役所 |